

1 申請概要

申請の方法は「電子申請」と「紙申請」の2通りあり、本案内では「電子申請」による申請方法について記載しております。「紙申請」については、建設業のひろばホームページの入札参加資格申請 維持管理<令和5・6年度随時申請>・紙申請を御確認ください。

2 申請の要件

申請に当たっては、下記の要件を満たしていることが必要となります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 静岡県税（法人にあつては法人事業税及び法人県民税、個人にあつては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収又は納税の特例猶予を受けている場合は、猶予されたものを除き未納がない場合は特例的に申請を認めます。詳細は5ページを御確認ください）。
- ③ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。

電子申請

1 電子申請の概要

*申請システムは、定期申請時と同様、ふじのくに電子申請サービスにより受け付けます。

電子申請サービスは、時間内であればいつでも申請が可能です。なお、電子入札システムとは別システムですので、ICカードは必要ありません。ふじのくに電子申請サービスに関する情報及び申請方法のマニュアル等は、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載します。

【静岡県公式ホームページのトップページから、「組織から探す」→「県庁の組織」→「交通基盤部」→「建設経済局」→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→維持管理<令和5・6年度随時申請>・電子申請】

【 <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028908.html> 】

<電子申請の場合の留意点>

- ① 電子申請を行うふじのくに電子申請サービスのアドレスは以下のとおりです

<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

- ② 初回のみ（過去にふじのくに電子申請システムを利用したことがなく、利用者IDを保有していない場合）、トップメニュー上にある「利用者登録」よりご自身（又は代理人）で利用者登録を行ってください。（静岡県より、ID・パスワードの通知文書が届くことはありません。）
定期申請受付と同じ申請システムです。前回登録したID・パスワードを使用できます。（建設工事、維持管理業務、建設関連業務いずれも同一IDで申請可能です。）
- ③ 行政書士等が、代理で申請行為を行う場合は、代理申請者自身が利用者IDを取得してください。
- ④ 県庁へ出向く必要はありませんが、申請書及び添付書類を、後日郵送していただく必要があります。

2 電子申請の流れ

①利用者情報登録

システムで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。
インターネットでふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

○「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」
→「③添付書類等の準備」へ

○「登録内容に変更がない場合」→修正不要
→「③添付書類等の準備」へ

②ID・パスワードの発行

申請者宛（ID取得時のメールアドレス宛）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

③添付書類等の準備

⑦添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

④電子申請

インターネットでシステムにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「維持管理」等のワードで検索をし、「令和5・6年度入札参加資格随時申請（維持管理）」を選び、申請内容を入力し、送信してください。

（電子申請入力期間）毎月10日まで

上記期間中であれば、土日夜間等でも申請入力できますが、問い合わせには対応しかねますので、平日の9:00~17:00の入力をご検討ください。

⑤申込完了通知メールの送付

電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を電子メールでお知らせします。

⑥受理通知メールの送付

⑦添付書類等の郵送

次ページ以降の案内記載の必要書類を確認のうえ建設業課宛てに提出書類を郵送してください（受理通知メール送付日の翌日から7日以内に必着）。
なお、システムより印刷する郵送書類は必ず、当課からの「受理通知メール」を受け取った後に印刷してください。

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。
（電子申請を受理した後にも、郵送書類等の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御承知ください。）

⑧認定通知の到達

月末に認定通知を発送します（翌1日認定）。

3 申請画面入力項目及び郵送書類等

①システム入力項目

入力項目	摘要
1 申請区分	システム画面に従って入力
2 本社	システム画面に従って入力
3 委任先営業所	システム画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との契約締結権限を営業所長等に委任する場合のみ内容入力。委任する工事業種は4の資格申請業種で入力。
4 代理人情報	システム画面に従って入力 ※行政書士等の者が代理申請する場合のみ内容入力
5 申請業種	システム画面に従って入力
6 建設業許可の有無	システム画面に従って入力
7 土木施設維持管理実績高	システム画面に従って入力

②郵送書類等（書類の送付については、静岡県より書類郵送の依頼メール（受理通知メール）でのお知らせ後に行ってください。）※様式は、P4-4「提出書類の入手先」を参照

郵送書類	摘要
1 土木施設維持管理業務委託入札参加資格審査申請書	受理通知メール受け取り後、システムから印刷し、申請日を記入
2 申込内容印刷：申込詳細	受理通知メール受け取り後、システムから印刷
3 業務経歴書	様式3（主な業務を10件以内で記載）
4 財務諸表（写し可）	直前2カ年分の確定した決算 ・静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可
5 登記簿謄本（写し可）	法人に限る。 ・静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可
6 身分証明書（写し可）	個人に限る。 ・静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可
7 納税証明書（写し可）	① 静岡県税納税証明書（県財務事務所で交付） 個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合については不要。新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の特例猶予を受けた場合は、5ページに記載の代替書類。 ・静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可 ② 消費税及び地方消費税の納税証明書（所管の税務署で交付） 完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けた場合は、5ページに記載の代替書類。 ・静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可
8 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との委託契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ必要（様式は任意）
9 誓約書	様式8
10 法人番号確認書（写し）	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類（法人のみ必要）
11 その他	① 建設業許可を有する者にあつては、許可通知書の写し ② 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は官公需適格組合証明を受けている事業協同組合にあつては、その写し及び組合員名簿

- <県内業者> 主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する業者
<県外業者> 主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する業者

4 提出書類の入手先

申請様式は、静岡県ホームページ内の「申請書類等ダウンロードサービス」からダウンロードできます。ダウンロード内の「交通基盤部」をクリックしてください。「建設経済局建設業課」欄に申請書類等が掲載してあります。

（申請書類等ダウンロード）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

5 書類の郵送先の御案内

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課 宛て

※郵送封筒表面に朱書きで「入札参加資格申請提出書類 在中」と記載してください。

※建設工事の資格申請をあわせて行う方は、同封して送付してください。

〈 問合せ先 〉

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課

TEL 054-221-3059

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

建設工事等入札参加資格申請における 新型コロナウイルス感染症に伴う納税証明書の取扱いについて

建設工事、建設関連業務及び土木維持管理業務の入札参加資格申請の納税証明書について、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収・納税猶予の特例措置を受けた場合、下記のとおり取扱います。

原則、「静岡県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること」を申請の要件としており、未納がないことを証する納税証明書(静岡県税にあっては、「未納はありません」と記載されているもの、消費税及び地方消費税にあっては、完納していることの証明書【その3、その3の2、その3の3のうちいずれかの様式】)の提出を求めています。が、新型コロナウイルス感染症による影響を理由として、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は、以下の代替書類を提出してください。

①静岡県税納税証明書(県内に本店または営業所がある場合)

県財務事務所で交付される**地方税法附則第59条(新型コロナウイルス感染症による特例猶予)に基づく徴収猶予**を受けていることが確認できる納税証明書を提出してください。

また、中間申告分に係る徴収猶予で、地方税法第15条(通常の徴収猶予)と地方税法附則第59条に基づく徴収猶予が併存する場合は、**地方税法第15条及び附則第59条に基づく「徴収猶予の許可通知書」の写し**を納税証明書と併せて提出してください。

②消費税及び地方消費税の納税証明書

所管の税務署で交付される**「納税証明書その1(写し可)」**を提出してください。(「納税の猶予許可通知書」は提出不要です。)

申請をお考えの皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしく申し上げます。

入札参加資格申請に関する問合せ先:静岡県庁建設業課

電話 054-221-3059